

海底火山噴火による漂着軽石に関する意見書

今年8月、小笠原諸島の海底火山「福德岡ノ場」で発生した、国内最大クラスの噴火により大量の軽石が噴出され、海流の影響で西側へ移動し10月上旬以降、沖縄本島及び周辺離島や奄美大島などに次々と漂着している。

漂着した大量の軽石は、県内各地の漁港や海岸及び河川などに漂着しており、漁港が覆い尽くされることで、漁業者が出港することが出来なくなったり、生け簀の魚が死んでいる状況である。10月30日付けの地元新聞によると、県内16市町村で漂流軽石が漁港内に流れ込むなど漁港関係者を中心に深刻な被害が出ていることが明らかになった。

特に本村の、辺土名漁港の被害は全国的に大きく報道されており、漁船のエンジントラブルを避けるため出港を控える状況が続いている。また、海岸や河川などにも多くの軽石が漂着しており、景観・環境及び生態系等に大きな問題となっており、今後は更に多方面に被害が拡大する可能性があり大変危惧しているところである。

よって本村議会は、政府及び沖縄県において下記の事項について早急な対応を求める。

記

1. 漂着軽石の現状把握はもとより、漂流軽石の経路の予測を行い、被害を最小限に抑えること。
2. 漂着軽石により損害を被った個人や事業者への補償を行うこと。
3. 漂着軽石を国の費用負担で撤去すること。
4. 政府と自治体の連携体制の構築を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年11月5日

沖縄県国頭村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、農林水産大臣、環境大臣、沖縄北方対策担当大臣、内閣府沖縄総合事務局長、沖縄県知事